

[illegible]

1. 地方議会 2. 地方裁判所 3. 教育委員会 4. 行政審査会

1. 公債費 2. 民生費 3. 土木費 4. 衛生費

1. 名称は「規則」であり、地方公共団体の長である「首長（知事や市町村長）」が独断で決定する。

2. 名称は「政令」であり、内閣総理大臣を中心とした国務大臣で構成される「内閣」が決定する。

3. 名称は「法律」であり、国民から直接選挙で選ばれた国会議員で構成される「国会」が議決する。

4. 名称は「条例」であり、住民から直接選挙で選ばれた議員で構成される「地方議会」が議決する。

1. すべての地方事務を国の「機関委任事務」に統一すること
2. 二元代表制を廃止して議院内閣制を導入すること
3. 国から地方公共団体への権限の移譲
4. 地方議会の廃止と国会への統合

1. 地方債 2. 地方交付税交付金 3. 地方譲与税 4. 国庫支出金

1. 政令 2. 条例 3. 省令 4. 法律

1. 有権者が個別の案件に対して直接賛成・反対の意思を表明し、地域の意思決定に反映させる仕組みである。
2. 住民が地方公共団体の財務会計上の不正を疑った際に、監査委員に調査を依頼する仕組みである。
3. 有権者が自分たちの代表者を選出することで、間接的に地域の政治を運営させる仕組みである。
4. 条例の制定や改廃を求めるために、一定以上の署名を集めて首長に請求を行う仕組みである。

1. 観光客へのサービス向上のために、地域住民が新しい言語や文化を学ぶ機会が強制的に増やされること。
2. 観光関連の税収が増加することで、地域の公園や道路などの公共施設の整備が急速に進むこと。
3. 公共交通機関の混雑により、住民が通勤や通学のためにバスや電車を日常的に利用することが困難になること。
4. 観光客向けの土産物店が減少することで、地域の伝統的な産業が衰退し、失業者が増加すること。

1. 知る権利に基づき、憲法の改正を求める。

1. 請求内容を都道府県知事または総務大臣に報告し、承認を得た上で施行する	2. 請求を受理した後、自らの意見を付けて議会に付議し、その結果を公表する	3. 住民の要望に基づき、議会の議決を経ることなく直ちに条例を制定・公布する	4. 直ちに住民投票を実施し、その有効投票の過半数の賛成をもって成立させる
---------------------------------------	---------------------------------------	--	---------------------------------------

1. 請求を受けた首長は、議会の審議を経ることなく、直ちにその条例を制定しなければならない

2. 署名が有効であれば、議会での審議は行われず、直ちに住民投票によってその条例の成否が決定される

3. 請求を受けた首長は、その内容を検討し、拒否権を発動して議会への提出を差し止めることができる

4. 請求を受けた首長は、必ず議会を招集し、自らの意見を付けて議会に付議しなければならない

1. 公的扶助 2. 共助 3. 自助 4. 公助

答え合わせ・解説

問1	答え 3 地方交付税交付金	地方公共団体が徴収する地方税などの収入は、都市部と地方で大きな差があります。この財政力の格差を調整し、日本全国どこでも標準的な住民サービス（教育や福祉など）を提供できるように、国が一定の基準で配分するのが地方交付税交付金です。使い道が制限されない「一般財源」である点が、使い道の決まっている国庫支出金との大きな違いです。
問2	答え 1 地方議会	日本の地方自治は、執行機関である「首長」と、議決機関である「地方議会」の両方を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制をとっています。首長が地域を運営するための予算案や条例案を提出し、それらを審議・議決するのが地方議会の役割です。この相互のチェック・アンド・バランスによって、地方自治が運営されています。
問3	答え 1 公債費	地方公共団体が大規模な施設建設などのために発行した地方債（借金）を、後年にわたって返済していくための経費を公債費と呼びます。返済には元金だけでなく利息も含めた「元利金」が充てられます。選択肢にある民生費は社会福祉、衛生費は保健やゴミ処理、土木費は道路や公園の整備に関する費用を指します。
問4	答え 4 名称は「条例」であり、住民から直接選挙で選ばれた議員で構成される「地方議会」が議決する。	地方自治の本旨に基づき、憲法第94条では地方公共団体が条例を制定できる権能を認めています。条例は、国が定める法律の範囲内において、その地域の実情に合わせた独自のルールとして制定されます。地方公共団体の意思決定を行う議決機関である地方議会がこれを定めることで、住民自治の原則が守られています。
問5	答え 3 国から地方公共団体への権限の移譲	地域の課題は地域住民に近い地方公共団体が解決するという「補完性の原理」に基づき、これまで国が持っていた許可権限などを地方に移す「権限の移譲」が進められました。これにより、地方の創意工夫を活かした街づくりが可能になります。
問6	答え 2 地方交付税交付金	地方公共団体は、地域によって税収の多寡があり、財政力に格差が生じます。この格差を是正し、日本全国どの地域に住んでいても一定水準の行政サービスを受けられるようにするため、国がその財源を保障する仕組みです。財源には所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税の一定割合が充てられています。
問7	答え 2 条例	地方自治の原則に基づき、都道府県や市町村といった地方公共団体が、住民の意志を反映させるために議会で制定する法です。憲法第94条により、国の法律に違反しない範囲で、地域の実情に応じたルールを作ることが認められています。
問8	答え 1 有権者が個別の案件に対して直接賛成・反対の意思を表明し、地域的意思決定に反映させる仕組みである。	地方自治では、選挙によって選ばれた代表者が政治を行う間接民主制が基本ですが、特に重要な案件については、住民投票によって住民が直接その賛否を明らかにすることができます。これは、住民の意思をより精緻に汲み取るための補完的な制度です。選択肢にある「代表者の選出」は選挙、「不正の調査」は住民監査請求、「条例の制定請求」は条例制定改廃請求という別の直接請求制度に該当します。
問9	答え 3 公共交通機関の混雑により、住民が通勤や通学のためにバスや電車を日常的に利用することが困難になること。	観光客の急増は、地域住民が日常的に利用するバスや鉄道の混雑を招き、生活の足を奪う原因となります。このほか、騒音やゴミのポイ捨て、マナー違反なども、住民が感じる代表的な生活上のデメリットであり、これらを解決するために観光客の分散やマナー啓発などの対策が求められています。
問10	答え 2 直接請求権に基づき、条例の制定・改廃を求める。	地方公共団体の住民には、地方自治法によって「直接請求権」が保障されています。この権利を行使することで、住民は地方公共団体の独自のルールである条例の制定や改廃を求めることができます。この際、有権者の50分の1以上の署名をもって首長に対して請求を行い、首長はそれを受けて議会に付議しなければなりません。
問11	答え 2 請求を受理した後、自らの意見を付けて議会に付議し、その結果を公表する	条例の制定・改廃請求は「住民が直接条例を作ることができる制度」ではなく、「住民が議会に対して条例の審議を強制できる制度」です。請求を受けた首長は、必ず議会にその案を提出（付議）しなければなりません。その際には首長自身の意見を添えることが義務付けられています。最終的にその条例を成立させるかどうかは、議会での審議と議決によって決定されます。
問12	答え 4 請求を受けた首長は、必ず議会を招集し、自らの意見を付けて議会に付議しなければならない	条例の制定・改廃請求は住民の意思を直接反映させるための直接請求権の一つですが、日本は間接民主制（議会制民主主義）を基本としているため、最終的な決定は議決機関である議会に委ねられます。そのため、首長は住民から請求があった場合、これを拒否することはできず、必ず議会にかけなければなりません。その際、首長は執行の責任者として、その請求に対する賛成や反対、あるいは修正案などの意見を添えて議会に提出（付議）する義務があります。
問13	答え 3 自助	自分の身を自分で守る取り組みは「自助」と呼ばれます。大規模な災害時には、道路の寸断などで行政の救助がすぐに届かない可能性があるため、日頃から家具の転倒防止器具を設置したり、避難訓練に参加して備えることが重要とされています。